

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十七号

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

例

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ア(2)中「三千円」の下に「（当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百号）第十九条第二項第三号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。(3)において同じ。）の額がある場合には、三千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額）」を加え、同号ア(3)中「千円」の下に「（当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金の額がある場合には、千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額）」を加え、同項第八号中「これ」を「当該書類（アに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第十条中「これ」を「これら」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等、役員名簿又は定款等を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第十三条第一項中「書類」の下に「（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類

の内容に変更がない場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一項第八号及び第十条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第十三条第一項の改正規定並びに同項にただし書を加える改正規定は、令和三年六月九日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項（第二号に係る部分に限り、新条例第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第三条第一項又は第九条第一項の申出があつた場合（次項において「新条例の規定による申出があつた場合」という。）について適用し、施行日前にこの条例による改正前の奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第三条第一項又は第九条第一項の申出があつた場合（次項において「旧条例の規定による申出があつた場合」という。）については、なお従前の例による。

3 新条例第四条第一項（第八号に係る部分に限り、新条例第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に新条例の規定による申出があつた場合について適用し、一部施行日前に旧条例の規定による申出があつた場合については、なお従前の例による。

4 新条例第十三条第一項の規定は、新条例第二条第二号に規定する指定特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）が一部施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が一部施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。